横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則（昭和26年教育委員会規則第10号）新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 現　　　　　　　行 | 改　　正　　後　（　案　） |
|  |  |
| （徴収の方法及び期限） | （徴収の方法及び期限） |
| 第２条　授業料は、その年額に４分の１を乗じて得た額をそれぞれ９月及び11月並びに翌年１月及び３月の10日までに徴収する。 | 第２条　授業料は、その年額に４分の１を乗じて得た額をそれぞれ９月及び11月並びに翌年１月及び３月の10日までに徴収する。 |
| ２　前項の規定による徴収の方法により難いと教育長が認めた授業料にあっては、同項の規定にかかわらず、毎月分割して徴収する。 | ２　前項の規定による徴収の方法により難いと教育長が認めた授業料にあっては、同項の規定にかかわらず、毎月分割して徴収する。 |
| ３　前項の規定により毎月徴収すべき授業料は、その年額に12分の１を乗じて得た額とし、毎月10日までに徴収する。ただし、４月に徴収すべき授業料についてはその翌月の、８月及び翌年３月に徴収すべき授業料についてはその前月の徴収期限に徴収することができる。 | ３　前項の規定により毎月徴収すべき授業料は、その年額に12分の１を乗じて得た額とし、毎月10日までに徴収する。ただし、４月に徴収すべき授業料についてはその翌月の、８月及び翌年３月に徴収すべき授業料についてはその前月の徴収期限に徴収することができる。 |
|  | ４　第１項の規定にかかわらず、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第４条に規定する認定の申請をしている場合には、同法第７条の規定により、同法第３条に規定する就学支援金（以下「就学支援金」という。）を授業料に係る債権の弁済に充てることにより、徴収するものとする。ただし、同法第８条第１項の規定により就学支援金の支給が停止された期間及び同法第９条の規定により就学支援金の支払を差し止められた期間に係る授業料についてはこの限りでない。 |
|  | ５　就学支援金の支給がされないことにより、前項本文の規定による授業料の徴収をすることができない場合は、就学支援金の支給がされないと判明した日から30日以内に、期限を付して当該授業料の請求をすることにより徴収するものとする。 |
| （新設） | （授業料等の還付） |
|  | 第３条の２　条例第４条ただし書に規定するやむを得ない理由があると認める場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。 |
|  | (1)　過納又は誤納の授業料等があることが判明したとき。 |
|  | (2)　前号に掲げるもののほか、教育長が特に必要があると認めるとき。 |
|  | 附　則 |
|  | この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第３条の２の規定は令和５年10月５日から適用する。 |